

◆ 不動産貸付業の認定基準

不動産の貸付を行っているときは、下表の①～⑧のいずれかの認定基準を満たす場合に限り、不動産貸付業として、個人事業税の課税対象となります。

		住宅用 (A)	住宅用以外 (B)	①～⑥の合計 (C)	(A)～(C)の 基準未滿 (D)
建物	一戸建	① 10棟以上	④ 5棟以上	⑦ ①～⑥の合計が 10以上	⑧ 建物の貸付総面積が 600㎡以上で、かつ 当該建物の貸付に係 る賃貸収入金額が 年1,000万円以上
	一戸建 以外	② 10室以上 (アパート等)	⑤ 10室以上 (テナント等)		
土地		③ 貸付契約件数が 10件以上または 貸付総面積が 2,000㎡以上	⑥ 貸付契約件数が 10件以上		対象外

注 入居されていない空室等を含めた貸付可能な棟数、区画数により判定します。

共有物件は、その持分割合にかかわらず、共有物全体の規模により判定します。

例 アパート8室（うち空室2室）＋店舗用敷地2件 → 合計10であり課税対象となります。

◆ 駐車場業の認定基準

駐車場の貸付を行っているときは、下表のいずれかの認定基準を満たす場合に限り、駐車場業として、個人事業税の課税対象となります。

建築物でない駐車場（青空駐車場）の貸付	収容可能台数10台以上（空き区画を含む）
建築物である駐車場（屋根付駐車場等）の貸付	収容可能台数を問いません